

香芝市監査委員告示第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知がありましたので、次のとおり公表します。

令和4年2月1日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 中村 良路

<対象：総務部 財務局納税促進課>

- 1 監査実施年月日 令和3年12月24日
- 2 監査結果報告年月日 令和4年1月26日
- 3 措置状況通知 令和4年1月28日香納第553号

番号	定期監査意見（勧告事項）	措置結果	措置内容
1	<p>市民税等の滞納に係る差し押えを実施した場合に差し押さえられる動産について、その差し押さえから処分までは、地方税法の規定に基づき、担当職員により直接実施されている。その手続きにあたって、適正に実施するためのマニュアルを作成し、運用されていたが、差し押さえた動産の保管方法に関しては、当マニュアルではあまり触れられていなかった。</p> <p>差し押さえた動産を保管中に損傷させてしまった場合、損害賠償が発生する可能性もあることから、保管方法についてもマニュアルに追記するなどして、差し押さえに係る手続きに瑕疵が生じないように努められたい。</p>	措置済	要望があった、差し押さえた動産の保管方法に関して、別添マニュアルのとおり変更を行った。